

相談

専門家に相談して問題解決！

図地域づくり課市民相談室 Ⅷ71・2496 Ⅷ72・3176

簡易裁判所～民事トラブルを簡易迅速に解決～

簡易裁判所の簡易迅速な解決につながる4つの手続を紹介します。

①**通常訴訟手続** 原則として140万円までの請求について、判決による終局的な解決を図る手続です。

②**少額訴訟手続** 60万円までの金銭の請求に限り、原則として1回の審理で終了する訴訟手続です。

③**民事調停手続** 裁判官と民間から選ばれた2人以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、話し合いによる解決を図る手続です。

④**支払督促手続** 金銭等の支払を求める請求について、裁判所へ出頭することなく、書類の審査のみで、迅速に解決を図る手続です。

簡易裁判所の民事の手続についてもっと詳しく知りたい人は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q&A」をご覧ください。

Ⅷhttp://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html

●**問い合わせ** 長野地方裁判所事務局総務課庶務係 Ⅷ026・403・2008

投資被害110番 無料電話相談

県弁護士会では、県内で多発している投資からむ消費者被害について、無料電話相談を行います。被害の対象は、株式・社債・生命保険・

先物取引等、どのような案件でも構いません。

●**日時** 2月24日（金）午前10時～午後5時
▷相談専用ダイヤル Ⅷ026・217・8477

●**問い合わせ** 上條 剛弁護士 Ⅷ34・4466
県弁護士会 Ⅷ026・232・2104

司法書士による相続登記無料相談月間

県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記に関する無料相談を行います。

●**日時** 2月1日（水）～28日（火）午前9時～午後4時（土・日・祝日を除く）

●**場所** 県内各司法書士事務所

●**予約** 相談する事務所に問い合わせください。

●**問い合わせ** 県司法書士会 Ⅷ026・232・7492
司法書士による登記・法律無料相談

土地や建物の相続登記や、会社・法人などの設立登記、裁判所への提出書類の作成など、司法書士が関連する相談に応じます。

●**日時** 3月15日（水）①午前9時～正午
②午後1時～4時

●**場所** 市役所2階 相談室211

●**定員** 12人（先着順）

●**申し込み** 3月8日（水）から市民相談室に電話で申し込みください。（受付時間は午前9時～午後5時）



各種情報コーナー

Ⅷ＝日時 Ⅷ＝場所 Ⅷ＝定員 Ⅷ＝対象者 Ⅷ＝費用 Ⅷ＝持ち物
Ⅷ＝申し込み Ⅷ＝問い合わせ

名称	内容	日時・場所	定員・費用	申し込み・問い合わせ
茶のみ友だちよっといで!!～じじばばが子どもたちに伝えたいこと～	子どもたちに伝えたいことをテーマに、一緒にお茶を飲みながらおしゃべりしませんか?五十嵐千恵さんによる笑いヨガもあります。	Ⅷ: 3月23日（木） 午後1時30分～3時30分 Ⅷ: ささえあいセンターにじ	Ⅷ: どなたでも Ⅷ: 200円	Ⅷ: 不要 Ⅷ: 茶のみ友だちよっといで!!中横さん Ⅷ090・7266・7196
第92回ナイスハートバザール in 松本～障がい者施設等の製品展示販売会～	中信地区の障がい者福祉施設作業所の製品を一堂に集めた展示販売会にお出掛けください。	Ⅷ: ①2月25日（土） 午前10時～午後5時②2月26日（日） 午前10時～午後4時 Ⅷ: アイシティ21イベント広場	Ⅷ: なし	Ⅷ: 松本圏域障害者総合相談支援センターあるぷ Ⅷ31・5844 Ⅷ82・8864

税の申告

市県民税・所得税の申告は3月15日（水）まで

市県民税に関する問い合わせ
市県民税に課税される市県民税担当
Ⅷ71・3111 Ⅷ72・2065
所得税に関する問い合わせ
松本税務署（自動音声案内）
Ⅷ32・2790

昨年の申告状況をもとに市県民税の申告書を1月に発送しました。申告書が届いていない場合や平成28年中に収入がない場合も、次に該当する人は市県民税の申告をお願いします。市県民税の申告書は税務課（1階Ⅷ番窓口）、各支所地域課窓口または市ホームページから入手できます。

●**申告が必要な人** ▽国民健康保険加入者およびその世帯主▽後期高齢者医療保険加入者およびその世帯員▽介護保険加入者およびその世帯員▽市外に住んでいる親族の扶養になっている人▽収入がない、または非課税収入のみで、税法上の扶養になっていない人▽所得証明書などが必要な人▽所得要件のある各種制度の申請をする人

所得税の確定申告をする皆さんへ

自宅で作成申告書の作成ができます
3月15日（水）までの確定申告期間中、確定申告会場は大変混雑します。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅で確定申告書の作成ができ、郵送等で提出できますので利用ください。

公的年金等を受給されている皆さんへ

確定申告不要制度のお知らせ
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市県民税の申告が必要ない場合があります。
※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除等）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
※また、平成27年分以後は、外国

の制度に基づき国外において支払われる年金等源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人は、この制度は適用されません。

青色相談コーナーを開設

青色申告会の協力により「青色相談コーナー」を開設します。青色申告の特典や青色申告会等を説明しますので、利用ください。

●豊科会場

▽日程 3月1日（水）3日（金）、6日（月）

▽場所 市役所1階 Ⅷ番窓口

●穂高会場

▽日程 3月2日（木）

▽場所 穂高支所別館2階 大会議室

【青色相談共通事項】

▽時間 ①午前9時30分～正午
②午後1時～3時30分



市県民税・所得税の申告相談会

申告相談会は豊科・穂高の2会場のみです。右表のとおり申告相談会を開催しますので、都合の良い日に会場へお越しください。

●**開場時間** 午前8時15分
●**受付時間** ▷午前の部 午前8時30分～11時
▷午後の部 午後1時～4時
Ⅷ税務課市民税担当（Ⅷ71・3111 Ⅷ72・2065）

●申告相談会の日程・会場

日程	会場	市役所 1階 Ⅷ番窓口	穂高支所別館 2階大会議室
2月	16日（木） ～17日（金）	開催日	開催日
	20日（月） ～24日（金）	開催日	開催日
	26日（日） 27日（月） ～28日（火）	<休日相談会>	—
	1日（水） ～3日（金）	開催日	開催日
	6日（月） ～10日（金）	開催日	開催日
3月	13日（月） ～15日（水）	開催日	開催日